

## 一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会 幹事及び幹事会規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会(以下、「本会」とする。)の幹事及び幹事会に関する事項を定めることを目的とする。

### (幹事の設置)

第2条 本会に、正会員総数の10%を上限として、幹事を置く。

### (資格)

第3条 本会の幹事は、次の資格を備えるものとする。

- (1) 小児循環器学あるいは心血管疾患に対するカテーテル治療に造詣が深いこと
- (2) 本会において活発な活動を行っていること
- (3) 引き続き5年以上、本会の会員であること
- (4) 最近5年間に小児循環器学ないし心血管疾患に関する筆頭論文が1編以上あること
- (5) 最近5年間に1編以上、心血管疾患に対するカテーテル治療に関する論文を公表していること

### (推薦)

第4条 幹事候補者の推薦は、以下の書類を定例幹事会の2週間以上前に理事長に送付することにより行う。以下の書類の書式は問わない。

- (1) 本会幹事2名以上からの推薦状
- (2) 会員歴も記載した略歴
- (3) 業績目録(小児循環器学ないし心血管疾患に関する筆頭論文と、心血管疾患に対するカテーテル治療に関する論文を明記すること)
- (4) 小児循環器学あるいは心血管疾患に対するカテーテル治療に関する活動状況がわかる報告書

2 幹事会は、幹事候補者から幹事を選任する。

### (任期)

第5条 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例幹事会終結の時までとし、再任は妨げない。ただし、満65歳に達する日以後最初に開催される定例幹事会をもって定年とする。

2 再任にあたっては、次の条件を満たす者とする。

- (1) 引き続き幹事として本会に貢献する意思のある者
- (2) 前任期間中、幹事会への正当な理由のない欠席が1回以下の者

3 幹事任期延長特例に関して

- (1) 満65歳に達する日以後も幹事を継続するに足る理由のある会員に関しては、理事会の決議をもって幹事任期を延長可能とする。
- (2) 延長任期は1年を単位とする。
- (3) 再任を妨げないが、概ね3年程度を限度とする。

(構成)

第6条 幹事会は、理事長及びすべての幹事をもって構成する。

(招集)

第7条 幹事会は、理事長が招集する。

(議長)

第8条 幹事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第9条 幹事会は、次の事項について決議する。

(1)副理事長候補者 (2)理事候補者 (3)監事候補者

(4)幹事の選任 (5)委員会の設置 (6)委員会の担当理事 (7)委員の選任

2 前項のうち、1号、2号及び3号については、理事長候補者が指名した候補者から選出する。

(決議)

第10条 幹事会の決議は、幹事の2分の1以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない事由により幹事会に出席できない幹事は、書面をもって他の幹事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により委任した幹事は、その幹事会に出席したものとみなす。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

1.本規程は、一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会としての登記の日より施行する。

2.令和2年1月23日 一部改定(条項追加)